

訪問講習会のご案内

- ◆ 日本電気協会 中国支部では、労働安全衛生法（第 59 条）で事業者
者に義務付けられている特別教育を、事業者により出前方式で実
施します。
- ◆ 実施する講習会は、労働安全衛生規則（第 36 条）規定されている
「低圧」と「フルハーネス」の 2 種類です。

- ・ 関係法令の改正に伴い、令和元年 2 月より高所作業で使用する墜落制止用保護具は、
「フルハーネス型」が原則となっており、「従来型」の安全帯を使用できる猶予期間
は、令和 4 年 1 月 1 日で終了します。
- ・ 「フルハーネス型」を用いて行う高所作業に従事させる事業者には、「従事させる
労働者への特別教育の実施」、「教育受講記録の保存」が義務付けられています。

【カリキュラム】

講習会	安全衛生特別教育規程に基づく実施教育	定員
労働安全衛生特別教育 (低圧) 〔1 日コース〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業に関する知識 (1 時間) ・ 墜落制止用器具に関する知識 (2 時間) ・ 労働災害の防止に関する知識 (1 時間) ・ 関係法令 (0.5 時間) ・ 墜落制止用器具の使用方法 (実技) (1.5 時間) 	各講習会とも 25 名程度以上
労働安全衛生特別教育 (フルハーネス) 〔1 日コース〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧の電気に関する基礎知識 (1 時間) ・ 低圧の電気設備に関する基礎知識 (2 時間) ・ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1 時間) ・ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2 時間) ・ 関係法令 (1 時間) ・ 開閉器操作 (実技) (1 時間) 	ご予定会場等も 踏まえてご相談 ください。



訪問講習会風景（令和 3 年 7 月）
労働安全衛生教育（低圧）



訪問講習会風景（令和 3 年 7 月）
労働安全衛生教育（フルハーネス）

【お問合せ先】

（一社）日本電気協会 中国支部 高原までご連絡下さい。

TEL : (082) 243-4237, E-mail : za12@pnet.gr.energia.co.jp